

出雲市通学路安全推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、出雲市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の交通安全上の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

(取組)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 通学路の交通安全上の安全確保の取組に関する協議
- (2) 通学路の交通安全上の安全確保に関する情報及び意見交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 国土交通省松江国道事務所 管理第二課 (1名)
- (2) 国土交通省松江国道事務所 出雲維持出張所 (1名)
- (3) 島根県出雲県土整備事務所 企画調整スタッフ (1名)
- (4) 島根県出雲県土整備事務所 維持管理部維持第一課 (1名)
- (5) 出雲警察署交通課長
- (6) 出雲市小学校・中学校校長会代表 (小・中代表各1名)
- (7) 出雲市自治会連合会代表 (2名)
- (8) 出雲市PTA連合会代表 (3名)
- (9) 出雲市交通安全対策協議会 (2名)
- (10) 出雲市教育委員会 教育部部長
- (11) 出雲市防災安全部 防災安全課長
- (12) 出雲市都市建設部 建設企画課 (1名)
- (13) 出雲市都市建設部 道路建設課 (1名)
- (14) 出雲市都市建設部 道路河川維持課 (1名)
- (15) 出雲市都市建設部 街路整備室 (1名)
- (16) 出雲市教育委員会教育部 児童生徒支援課長

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、出雲市教育委員会教育部部長をもって充てる。

3 副委員長は、出雲市防災安全部防災安全課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を処理し、推進会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進会議に、専門的作業を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、構成員の中から委員長が指名する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、出雲市教育委員会教育部児童生徒支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年 7月31日から施行する。

この規約は、平成27年11月18日から施行する。

この規約は、平成28年11月 2日から施行する。

この規約は、平成30年 1月26日から施行する。

この規約は、平成31年 1月21日から施行する。

この規約は、令和 2年 1月27日から施行する。